

参考4 医療保険制度の財政構造表(平成24年度)

1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(被用者保険間は3分の1総報酬割)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

3. 留意点

① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・平成24年3月～平成25年2月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、70歳以上74歳以下の者の一部負担金の引下げに係る「指定公費」、その他公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 ー平成24年度ー

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村一般	退職	市町村国保	国保組合	国保計	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	56,397	42,386	20	244	13,485	112,532	102,999	8,022	111,021	5,593	116,614	229,145	137,044	366,190
患者負担	12,747	9,333	4	50	2,914	25,049	18,516	1,575	20,091	1,148	21,239	46,287	10,999	57,287
給付費	43,649	33,053	15	194	10,572	87,483	84,483	6,447	90,931	4,444	95,376	182,859	126,045	308,903
給付費(前期調整対象除く)	37,122	30,259	12	164	10,057	77,614	37,436	6,447	43,883	3,285	47,168	124,782	126,045	
所要保険料(軽減後)	31,034	29,939	11	136	10,057	71,177	15,732	1,961	17,693	1,970	19,664	90,841	9,465	
公費	6,088	320	1	28		6,437	21,703		21,703	1,315	23,018	29,455	63,408	
交付金(他制度からの移転)								4,486	4,486		4,486	4,486	53,172	
前期財政調整対象分	17,998	13,667	3	66	4,515	36,248	18,752	1,213	19,966	1,579	21,545	57,793		
給付費(前期調整対象分)	6,527	2,794	3	30	514	9,869	47,048	-	47,048	1,159	48,207	58,076		
前期財政調整(給付費分)	11,471	10,873	-0	36	4,000	26,379	-28,295	1,213	-27,082	419	-26,662	-283		
所要保険料(軽減後)	15,046	13,667	3	66	4,515	33,296	7,881		7,881	931	8,812	42,108		
公費	2,952		0			2,952	10,872		10,872	648	11,520	14,472		
交付金(他制度からの移転)								1,213	1,213		1,213	1,213		
後期高齢者支援金	17,145	16,077	8	65	5,091	38,386	12,401	1,157	13,557	1,512	15,069	53,455		
後期支援金(加入者割)	11,118	9,353	8	41	2,848	23,369	15,691	1,016	16,707	1,385	18,091	41,460		
後期支援金(総報酬割)	4,603	5,243		19	1,775	11,640			-	71	71	11,711		
前期財政調整(加入者割)	980	975	-0	3	296	2,254	-3,290	141	-3,149	49	-3,101	-846		
前期財政調整(総報酬割)	444	506		2	171	1,123			-	7	7	1,129		
所要保険料(軽減後)	15,161	16,077	7	65	5,091	36,401	5,308		5,308	906	6,214	42,615		
公費	1,984		1			1,985	7,092		7,092	606	7,698	9,683		
交付金(他制度からの移転)								1,157	1,157		1,157	1,157		
退職拠出金(保険料負担)	2,839	2,866	-	12	1,095	6,812			-	44	44	6,856		
財政負担計	75,104	62,869	23	307	20,758	159,060	68,589	1,961	70,550	6,419	76,969	236,030	72,873	308,903
所要保険料(軽減後)	64,080	62,549	21	279	20,758	147,687	28,921	1,961	30,882	3,851	34,733	182,420	9,465	191,886
65歳未満	61,123	61,297	18	265	20,520	143,222	18,017	1,961	19,978	3,466	23,445	166,667		
前期高齢者	2,957	1,252	3	14	238	4,465	10,904	-	10,904	385	11,288	15,753		
公費	11,024	320	2	28		11,373	39,668	-	39,668	2,569	42,236	53,609	63,408	117,017
国	11,024	320	2	28		11,373	28,450		28,450	2,569	31,018	42,391	40,955	83,346
都道府県							9,351		9,351		9,351	9,351	11,993	21,344
市区町村							1,867		1,867		1,867	1,867	10,460	12,327
加入者数(万人)	3,503	2,940	2	13	898	7,355	3,296	213	3,510	305	3,815	11,171	1,490	12,661
65歳未満	3,328	2,862	1	12	885	7,088	2,149	213	2,363	275	2,638	9,725		
前期高齢者	176	78	0	1	13	268	1,147		1,147	30	1,178	1,445		
総報酬(億円)	733,355	835,233		3,042	282,798	1,854,429				11,335	11,335	1,865,764		
65歳未満	699,514	818,511		2,889	279,556	1,800,471				10,812	10,812	1,811,283		
前期高齢者	33,841	16,722		153	3,241	53,957				523	523	54,480		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	18.3	21.3	12.5	21.4	23.1	20.1	8.8	9.2	8.8	12.6	9.1	16.3	6.4	15.2
所要保険料率(医療給付分)	8.7%	7.5%		9.2%	7.3%	8.0%								

(注) 生活保護等の公費負担医療は含まない。